

報道発表資料

令和2年9月14日

【照会先】

山形労働局職業安定部職業対策課

課長

小友 有子

課長補佐

小林 正治

事業所給付監査官 東海林 芳弘

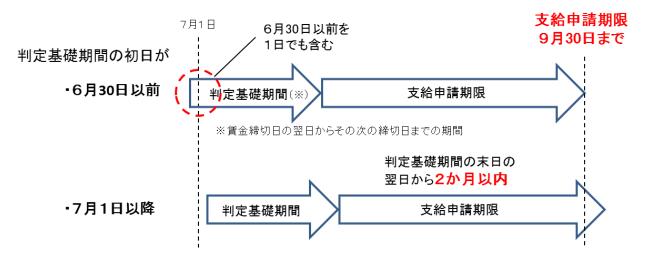
(TEL) 023-626-6101

報道関係者 各位

雇用調整助成金等の申請期限について(周知)

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、 判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要 がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間 の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができます。

(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日



なお、7月1日以降については、判定基礎期間の末日の翌日から2か月 以内となりますので、ご留意ください。

【別添資料】

〇リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用 調整助成金等の申請期限を延長しました」